



セグロウリミバエの緊急防除に係る説明会について

令和7年4月14日よりセグロウリミバエのまん延防止のため、植物防疫法第17条にもとづき緊急防除が実施されます。これに伴い令和7年4月14日～緊急防除終了までの期間において、対象植物の生果実及び花は、移動制限がかかり植物防疫等の検査に合格しなければ、沖縄本島外へ出荷できなくなります。

検査を受けるためには、「移動制限果実等移動検査申請書」を八重瀬町役場農林水産課を経由して、那覇防疫事務所長へ提出する必要があります。

つきまして、下記の日程にてセグロウリミバエの緊急防除及び移動制限果実等移動検査申請書の内容について説明会を行います。

開催日		時間	開催場所
令和7年3月31日	(月)	10:30～	中央公民館具志頭分館
令和7年3月31日	(月)	13:30～	中央公民館

●説明会は2回とも同じ内容となりますので、お近くの会場にて参加お願いいたします。。

お問合せ 八重瀬町 農林水産課 ☎ 098 - 998 - 4624

移動制限の対象となる植物（移動制限植物）

【生果実】

（野菜）

うり科植物（ゴーヤー、カボチャ（ズッキーニを含む）、ヘチマ、スイカ、トウガン、キュウリ、メロン、モウイ、シロウリ、マクワウリ、ユウガオ、ハヤトウリ など）、いんげんまめ（サヤインゲン）、とうがらし、ピーマン（パプリカ含む）、トマト（ミニトマト含む） など

（注）オクラ、レタス、ナスは、移動制限植物ではありません。

（果樹）

パッションフルーツ、パパイア（野菜パパイア含む）、ぱらみつ、ばんじろう（グアバ）、ドラゴンフルーツ、ふともも、まれいふともも、すもも、なんようざくら、ノニ など

（注）マンゴウ、バナナ、パインアップルは、移動制限植物ではありません。

【花】

上記の野菜及び果樹